

保険税の軽減措置

保険税軽減の拡大(5割・2割軽減)

世帯の合計所得が一定基準額以下の世帯は、保険税のうち均等割額が軽減されます。前年度に続き平成27年度もこの基準額を引き上げ、所得の低い世帯の負担を軽減します。

■7割軽減(変更なし)

国保加入者の総所得金額等の合計が、33万円以下の世帯の場合

■5割軽減

国保加入者の総所得金額等の合計が、33万円を超え、国保加入者の人数×26万円+33万円以下の世帯の場合

(例) 国保加入者4人世帯の軽減対象額
：4人×26万円+33万円＝137万円以下

■2割軽減

国保加入者の総所得金額等の合計が、33万円を超え、国保加入者の人数×47万円+33万円以下の世帯の場合

(例) 国保加入者4人世帯の軽減対象額
：4人×47万円+33万円＝221万円以下

※未申告の方がいる場合は、軽減の対象となりません。昨年中の所得がなかった場合でも、必ず申告してください。

解雇などで失業した方

解雇などにより失業した方で次の要件をすべて満たす場合、申請により保険税の軽減措置を受けることができます。

① 離職時に65歳未満の方

② 平成21年3月31日以降に解雇などの理由で失業した方

③ 雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)、または特定理由離職者(雇止めなどによる離職)で失業等給付の基本手当の受給資格のある方

必要書類 雇用保険受給資格者証 ※ハローワークでの交付手続きが必要です。

軽減期間 離職日の翌日の属する月から翌年度末まで

軽減方法 失業した本人の前年給与所得を100分の30とみなして所得割額を算定

保険税の減免措置

次の場合は申請により保険税の減免の対象となる場合があります。

■ 災害そのほか特別な事情により生活が著しく困難になった場合

※詳しくは、問い合わせてください。

■ 被用者保険(職場の健康保険)の加入者本人が、後期高齢者医療制度(原則75歳から)に移行したことにより、65歳以上の被扶養者が国保に加入した場合

窓口負担金の減免・猶予

次の事由に該当する方は、申請することで医療機関の窓口で負担する費用(一部負担金)が減額、免除または猶予となる場合があります。

① 災害により資産に重大な損害を受け、生活が困難と認められるとき

② 事業または業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少し、生活が困難と認められるとき

③ そのほか、特別な事情により生活が困難と認められるとき
※条件があります。詳しくは、問い合わせてください。

医療費の伸びを

抑えるために

近年、高血圧や心臓病などの生活習慣病が増えており、医療費増加の原因となっています。国保の加入者一人ひとりが、日ごろの生活習慣を振り返り、運動や食事などに気を付け、健康の保持・増進に努めることが医療費全体の抑制、安定した国保財政の運営へとつながっていきます。ご協力をお願いします。

特定健康診査の受診を

生活習慣病を予防するための特定健康診査や特定保健指導を行っています。国保に加入している40〜74歳の方には、

5月下旬に健康診査受診券を送付します。定期的に健康診査を受診し、生活習慣病を予防しましょう。

※健康診査について詳しくは、広報はむら6月1日号でお知らせします。

ジェネリック医薬品の活用を

「ジェネリック医薬品」は、特許期間が過ぎた新薬と同一の主成分を持つ薬のことです。新薬に比べて開発費を抑えられるため、価格は新薬の3〜5割程度安くなる場合があります。高血圧や糖尿病などで継続的に服薬している方や、複数の薬を使用している方は、薬代を減らす効果が特に大きくなります。使用について不安な点や疑問点があれば、医師や薬剤師に相談してください。

柔道整復師(整骨院・接骨院)には

正しくかかりましょう
柔道整復施術は、保険の適用とならない場合があります。受診の際には気を付けてください。

■ 保険証が使える場合：外傷性のねんざ・打撲、医師の同意のある場合の骨折や脱臼の施術

■ 保険証が使えない場合：日常生活における疲労や肩こり・腰痛など、病気(リウマチ・五十肩・間接炎・ヘルニアなど)によるこりや痛み、スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術

外国人登録証明書を持っていない特別永住者の方へ

平成24年7月9日に外国人登録制度が廃止され、特別永住者の方は、所持している外国人登録証明書を新制度の特別永住者証明書に切り替える必要があります。

外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされる期間（有効期間）中に切り替えてください。有効期間は次の通りです。

(1) 平成24年7月9日の時点で16歳以上であった方

① 外国人登録証明書の次回確認（切替え）申請期間の始期とされる誕生日が平成27年7月8日までに到来する方：平成27年7月8日まで

※この直前の時期は申請が集中して窓口が大変混み合うことが予想されます。早めに申請してください。

② 外国人登録証明書の次回確認（切替え）申請期間の始期とされる誕生日が平成27年7月9日以降に到来する方：当該誕生日まで

(2) 平成24年7月9日の時点で16歳未満であった方：16歳の誕生日まで

■ 申請および証明書の受取りは月々金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までに、市役所1階市民課受付係へお越しください。

※詳しくは、入国管理局のウェブサイトをご覧ください。

入国管理局ウェブサイト
<http://www.immi-moj.go.jp/keiziban/pdf/kirikaenosirase.pdf>
 申請先・問合せ 市民課受付係⑩122

第46回羽村市文化祭実行委員会・説明会

10月中旬から始まる第46回羽村市文化祭の実行委員会および説明会を行います。

文化祭への参加を希望する個人および団体は、必ず出席してください。

※出席者は2人までです。

日時 5月7日(木)午後7時～

会場 ゆとろぎ小ホール

※直接会場へお越しください。

問合せ ゆとろぎ ☎570-0707

東日本大震災被災地へ

義援金を送金しました

市民の皆さんからお預かりした東日本大震災義援金は、これまでに3160万円を送金してきました。

今回、3月27日付けで、新たに70万円を福島県の窓口に追加送金しました。

詳しくは、市公式サイトをご覧ください。

問合せ 企画政策課企画政策担当④314

ご協力ありがとうございました。

市では、今後も東日本大震災義援金の受付を継続し、被災地の県などの窓口へ直接送金していきます。

※東日本大震災義援金の送金内訳など



羽村市の面積が

9・90km²に変わりました

国土地理院が、平成26年10月1日現在の国土の面積を全国都道府県市区町村別にとりまとめ公表した結果、羽村市の面積が9・91km²から9・90km²に変わりました。

平成26年の面積から、最新のデジタル地図（電子国土基本図）により高精度な計測で面積が算出されたことによるものです。

計測方法の変更などについて詳しくは、国土地理院ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.gsi.go.jp/kihonjohochousa/kihonjohochousa60012.html>

問合せ 総務課総務係③332